

古代の女帝とその背景

上田 正昭

1. 祭事と政事

古代日本の女帝についての私見は、講談社現代新書の依頼で、昭和46年(1971)6月刊の『女帝』にまとめたことがある。幸いに好評を得たが、昭和48年11月には営業部の要望もあって、『日本の女帝』と書名を改めて版を重ねることになった。そして講談社学術文庫に収められ、出版部からその内容によりふさわしく『古代日本の女帝』にできないかとの相談があって、年平成8(1996)2月に出版したおりには、さらに書名を『日本古代の女帝』とした。

そもそもはかねてから二字の書名本を世に問いたいと思っていたからだが、私がこの書を執筆した動機は少なくとも二つあった。そのひとつは昭和21年の10月に『思索』(第三号)の発表された折口信夫師の「女帝考」^(注1)のように女帝のすべてを宮廷の「高巫(最高の巫女)」と考えることができるかどうかという問題であり、そのふたつは井上光貞氏が昭和38年(1963)の「歴史と人物」に執筆された「古代の女帝」のように、女帝を「先帝また前帝の皇后が、皇嗣の擁立に困難の時、代って皇位についた」とみなす中つぎ天子論のみで問題を解決できるのかという疑問であった^(注2)。

日本の女王ないし女帝には、3世紀前半のころの邪馬台国の女王卑弥呼、その死後男王が立ったが再び争乱となって擁立された、卑弥呼の「宗女」台与(壹与)がある。ついで5世紀末清寧天皇(シラカノタケヒロクニオシ大王)のつぎに女王となったと考えられる飯豊(青)皇女(王女)^(注3)があった。

そして6世紀末から8世紀にかけて推古・皇極・斉明・持統・元明・元正・孝謙・称徳の八代の女帝が登場する。もっともこの中の斉明女帝は皇極天皇の重祚であり、称徳女帝もまた孝謙天皇の重祚であったから、その実数は6人となる。

しかし女帝は古代のみに存在したわけではなかった。江戸時代にはふたりの女帝が存在した。明正天皇(在位1629-43)と後櫻町天皇(在位1762-70)がそれである。江戸時代の女帝についても後述するが、小著『女帝』(のちに『古代日本の女帝』)では、折口説・井上説などを批判的・発展的に継承しながら、古代日本の女帝の段階にはおよそ三つの段階の

展開過程のあることを指摘した。

- (1) 巫女王の段階(卑弥呼から飯豊皇女まで)
- (2) 巫女王から女帝の段階(推古天皇から持統天皇まで)
- (3) 女帝の段階(元明天皇から称徳天皇まで)

ここで「巫女王」というのは『三国志』の『魏書』東夷伝倭人の条(『魏志倭人伝』)が女王卑弥呼のように「鬼道を事とし、能く衆を惑わす」というシャーマンの要素が濃厚で、しかも「親魏倭王」として君臨した両面(二つの顔)を保有する王者である。マツリゴト(祭事)とマツリゴト(政事)は未分化であって、カミまつりの機能を濃厚に保持しながら政事をした女王を指す。

もっとも古代の女王あるいは女帝が(2)(3)の段階においてカミまつりと全く無関係であったわけではない。たとえば第(2)段階の皇極天皇は、『日本書紀』の皇極天皇元年(642)の7月・8月の条のつぎの記事をみて明らかなように雨乞いをして大雨を降らし、「天下の百姓」から「至徳天皇」と仰がれたという女帝であった。そのありようは、7月25日の条の(1)「村々の祝部の所教のままに、あるいは牛馬を殺して、諸社の神を祭る、あるいはしきりに市を移す、あるいは河伯を捧げる、すでにしるしなし」ではじまる記述に反映されている。ついで(2)7月27日には「大寺の南庭にして、仏菩薩の像と四天王の像とをよそひて、もろもろの僧をあやびませて、大雲経等を読ましむ、時に蘇我大臣、手に香炉を執りて、香をたきて願を発す」と述べ、さらに(3)8月1日に皇極女帝が「南淵の河上に幸して、跪きて四方を拜む。天を仰ぎてこひたまふ。すなはち雷なりて大雨ふる。遂に雨ふること五日、あまねく天下をうるほす」と記すのである。

この記述には文飾があって、史実とはみなしがたいとする見方もあるが、必ずしもそのように即断するわけにはいかない。確かに「しきりに市を移す」というのは中国の習俗的影響もあって、それが古代の日本に受容されて日本化していたことは他の事例からもわかる。『続日本紀』の慶雲2年(705)6月27日の条に「京畿内の浄行僧らを遣はして雨を祈らしめ、また市塵を出づることを罷めて南門を閉塞した」とする記載などがそれである。「河伯」すなわち「河神」の用例は、皇極天皇元年七月の条ばかりでなく、『日本書紀』の仁徳11年10月の条に「祭河伯」とあって、茨田堤の築造をめぐる説話にも使われている。

問題は(1)の「村の祝部の所教」による「諸社」のまつり=民間習俗でも、(2)の「大寺」(百濟大寺)の南庭における礼仏読経や「蘇我大臣」(蘇我蝦夷)が香をたいての発願祈雨=仏教的習俗でも効験がなく、(3)皇極女帝みずからの「跪きて四方を拜む」祈雨によって大雨を降らせたことを強調している点である。それが皇極天皇元年の史実であったかどうかよりも、皇極女帝にカミまつりの機能がうけつがれていたことを物語る説話であること

に注目する必要がある。

こうした例は皇極女帝が重祚して斉明女帝(皇極女帝重祚)となってからも変化はない。平成11年(1999)の11月22日からの奈良県明日香村酒船石遺跡第12次調査で明らかとなった、版築の山丘に南面する湧水施設・配水用の小判形の石や亀形石のまわりの敷石の広場などは、『日本書紀』の斉明天皇二年鼓是歳の条に記す「石の山丘」に対応する聖なる水のまつりの場であったと思われる。^(注4)

古代の支配者層が神仙境と憧れた吉野に「吉野宮」を作り、「観を起てて」、これを「天宮」と名づけた斉明天皇の信仰には道教につながる要素があることを昭和53年(1978)の3月の「天宮の夢」と題する論考^(注5)で指摘した。そして『日本書紀』が皇極(斉明)天皇を批評して「古道を順考して政をしたまふ」と述べる「古道」に道教の信仰が重層することを記したことがある。皇極(斉明)天皇の、天皇としての治政にもカミまつりの伝統は生きつづいていた。

私があえて巫女王の段階を設定したのを巫女の段階と誤解しているむきもあるが、卑弥呼にしても台与にしてもあくまで王者としての統治者であったことには変わりはない。巫女王の段階で、カミまつりの伝統的機能が消滅したのではない。それは持統天皇以後にもなお根強くうけつがれていた。

日本の天皇は持統天皇以後、即位式と大嘗祭を執行することが原則となるが、その大嘗祭が確実に行われたのは、持統天皇からであった。重祚した天皇も大嘗祭を再度執行した。たとえば孝謙天皇は重祚して称徳天皇と称されるようになるが、天平神護元年(765)の11月23日、大嘗祭にさいして僧侶の参加を認めた宣命を群臣に告げた。すなわち「また勅りたまわく、神達^{かみたち}をば三寶^{ほとけ}より離^さけて、触^ふれぬものぞとなも人の念ひてあり。然れども、経^{きょう}を見まつれば、佛の御法^{ほとけ}を護^みりまつり尊^{たふと}みまつるは、もろもろの神たちにいましけり。かれ、ここをもて家を出でし人も白衣^{しろぎぬ}も相^あひまじは^つか^あ奉^{あにさわ}るに、豈^{おも}障^{おも}ることはあらじと念^{おも}ほしてなも、本^{もと}忌^いみしが如^{ごと}くは忌^いまずして、この大嘗^{おおにへ}は聞^きしめす」と述べた宣命^(注6)がそれである。

江戸時代の女帝においても、女帝は大嘗祭などを執行した。たとえば後桜町天皇がそうであった。現行の宮中祭祀では宮中の重要な祭祀のひとつである新嘗祭には女性がまつりを司祭することも加わることもできないとされている。また皇后でも「マケ」(生理)のおりにはいかなる祭日にも参列できないという。これらは日本の女帝の本来のありように反するといつてよい。伊勢神宮の齋宮(齋王)や京都の賀茂神の齋院(齋王)にも明らかのように、女性とまつりのかかわりは密接^(注7)であった。

いまは前著の巫女王にかんする若干の補足を記したが、巫女王はたんなる最高の巫女では

なく、あくまでも王者であったが、その統治を支えた巫女王的要素が第2・第3段階にはしだいに稀薄化し、祭政未分化の段階から祭政分離への方向をたどったことは否定できない。

2. 中つぎの様相

いわゆる女帝は、古代の女帝ばかりでなく、江戸時代や東アジアの女帝・女王にもみいだすことができる。まずは江戸時代の女帝のありようからかえりみることにしよう。寛永4年(1627)、徳川幕府は慶長18年(1613)に発布された「勅許紫衣法度」に、大徳寺ほか八大寺の僧への紫衣は「勅許なられざる以前に告知せらるべし」とあるのを理由として、後水尾天皇が元和以後に執行した紫衣勅許をすべて無効とした。これに沢庵禅師らが異議を申し立てたのをうけて、同6年彼らは配流される。これに抗議した後水尾天皇は譲位の決意を示し、同年の11月、後水尾天皇と徳川秀忠の娘東福門院和子との間に生まれた数え年で7歳の女一宮興子内親王に譲位した。明正天皇の誕生がそれである。明正天皇は独身のまま在位し、21歳で後水尾天皇と園(藤原)光子の生んだ紹仁親王(後光明天皇)に譲位する。中宮和子には第一皇子高仁親王があったが、寛永5年にわずか一歳半でなくなり、その後ついに若宮を生むことはできなかった。徳川將軍の外戚としての野望は、独身女帝の明正天皇ではたった一代で終ることになる。

これは後水尾天皇が譲位のおりに示した「女帝の儀くるしかるまじき、さやうにも候はば、女一宮(興子)に御位あづけられ、若宮御誕生の上、御譲位あるべき事」の覚書に従ったものであった。^(注8)そして後水尾天皇は後光明・後西・靈元天皇の太上天皇としての院政を実施することになる。

後櫻町天皇の場合はどうであったか。宝暦12年(1762)7月、桃園天皇が22歳の若さで急になくなり、桃園天皇と一条兼香の娘で女御となった富子との間には英仁親王(5歳)、貞仁親王(3歳)が誕生していたが、幼少であるため、英仁親王が10歳をすぎるところまで、先帝櫻町天皇と二条舎子との間に生まれていた23歳の智子内親王が皇位を継承することとなった(後櫻町天皇)。実際に英仁親王は11歳で皇太子となり、13歳のおりには英仁皇太子に譲位されている(後桃園天皇)。

だが譲位後の後櫻町上皇は、後桃園天皇が22歳で崩ずるという事態のなかで、遠縁にあたる閑院宮家の兼仁親王をつぎの天皇とするのに大きな役割をはたした。

江戸時代の女帝は男系と男系の天皇の中間に位置する中つぎのみこともちであり、まさしく男系の女帝であった。そして後述する古代日本の文武天皇の宮子夫人と聖武天皇の安宿媛夫人(後に皇后)とが藤原不比等の娘で、藤原氏が聖武天皇・孝謙天皇の外戚として

政界をリードしたように、明正天皇の場合も後水尾天皇と二代將軍徳川秀忠の娘和子との間に誕生した女帝であって、一時期だが徳川氏は天皇の外戚としての地位を保持した。その点は古代の女帝と藤原氏とのかかわりに類似する。

さらに注目すべきは明正女帝のおりには後水尾天皇は後水尾上皇として、また後櫻町天皇は譲位のあと後櫻町上皇としての上皇政治を行なっている点である。^(注9) 古代日本の女帝においては、持統天皇以後、元明・元正・孝謙各女帝が太上天皇(上皇)として政治を後見したのと共通している。

江戸時代の女帝はたしかに中つぎのみこともちであったが、その背景にそれぞれの時代の権勢とのかかわりがあり、上皇政治とのつながりをもっていた。たんなる中つぎの女帝論のみからではその実相はみえてこない。

古代の女帝は、古代のみに存在したわけではない。これまでの女帝論では東アジア的視野からの論究はあまりなされていないが、それぞれの国家形態は異なるとはいえ、その比較もまた必要となる。

中国では唯一の女帝といってよい女性に則天武后(武則天)がいる。太宗の側室であったが、実子高宗の皇后となり、晩年病弱であった高宗が683年に歿すると、実権を掌握して長男中宗を立てたが、やがて中宗を廃して次男睿宗^{えいそう}を擁立した。しかし690年睿宗も退位させてみずからが聖神皇帝となり、国号を周と改めた。時に67歳であった。そして在位15年の政治を推進する。武后は唐の王室をつぎつぎに殺戮して武氏一門に実権を集中させたが、その政治的手腕はすぐれて、婁師徳^{ろうしとく}・狄仁傑^{てきじんけつ}・張柬之^{ちやうかんし}などを登用し仏教を重視する仏先道後の政策を実施した。則天文字を制定したり、目安箱に類する銅櫃を設けて直訴の道を開いたり、学者の優遇や租税の減免をはかったりした。しかし老衰には勝てず、宰相張柬之によって廃されていた中宗が復位する。則天武后もたんなる中つぎの天子とみなすわけにはいかない。みずからの実力でわが子をも廃立した希有の女傑であった。

新羅の女王はどうであったか。その性格には中つぎの要素が濃厚であった。真平王が歿したが嫡男はなく、632年に真平王の娘善徳が王位を継承した。そして647年に真平王の弟の娘である真徳が即位するが、この善徳女王・真徳女王の背後にあって実権を掌握していたのは真智王の孫にあたる金春秋であった。したがって真徳女王のあとは、654年金春秋が太宗武烈王として即位するのである。

新羅王の代数でいえば25代が真智王であり、真平王は26代となる。つまり27代善徳女王・28代真徳女王は25代・26代から29代の太宗武烈王への中つぎの女王であった。新羅にはいまひとりの女王がいる。51代の真聖女王がその人であった。48代の景文王なきあと長男の憲康王が49代をつぎ、50代には次男の定康王が即位したが、わずかに在位1年で歿し、

51代には887年定康王の妹が52代の真聖女王として王位を継承した。

景文王から真聖女王へはまさに血縁関係にもとづいての即位であって、真聖女王の時期は『三国史記』が新羅の「下代」と時期区分している時代である。その「下代」二十王のうち前王の太子(長男)であったのは、昭聖・哀莊・文聖・憲康・景明の五王にすぎず、王位を實力で篡奪する時代傾向のなかでは、比較的安定していた期間であった。そして真聖女王なきあとは、憲康王の庶子が即位して53代孝恭王となっているから、真聖女王もまた中つぎの女王としての役割が強い。

善徳・真徳両女王にはシャーマンの要素があったのに対して、真聖女王には巫女的權威はなかったようである。^(注10)しかし古代新羅の女王の性格をみてもその中つぎの内容は多様であって、それぞれの政治的背景もまた軽視できない。そして中つぎの女王が登場する讓位の実態も朝鮮半島では異常であった。

3. 女帝と太上天皇

日本の皇位継承のありようは、中国や朝鮮半島の場合と必ずしも同じではない。それは讓位の例が日本の場合きわめて多く、中国の秦の始皇帝から清の宣統皇帝までの190名中、終身が101名(53%)、自発的讓位がわずか12名(6%)であったのに対して、日本では應神天皇から孝明天皇までの119名中、終身は44名(40.1%)、自発的讓位が54名(47.3%)^(注11)であることをみてもわかる。そして女帝の場合は皇極女帝から孝徳天皇へ、持統女帝から文武天皇へ、元明女帝から元正女帝へ、元正女帝から聖武天皇へ、聖武天皇から孝謙女帝へ、江戸時代においても後水尾天皇から明正女帝へ、明正女帝から後光明天皇へ、後櫻町女帝から後桃園天皇へと讓位との関係は密接であった。

そして日本の天皇の場合は即位式だけで皇位の継承が完成したわけではなく、持統女帝以後は大嘗祭を執行することが皇位継承の祭儀として不可欠であった。やむなく大嘗祭を執行できなかった天皇は、「半帝」とよばれた例があるくらいであった。したがって日本の皇位継承のありようを単純に中国や朝鮮半島と同一視するわけにはいかない。

古代日本の女帝の場合、私のいう第2段階においては、女帝となった天皇が推古女帝が敏達天皇の太后であり、皇極(斉明)女帝が舒明天皇の太后、持統女帝が天武天皇の皇后であったというように、先帝の太后あるいは皇后であった点が注目される。

しかしそれは持統天皇までであって、第3段階では元明女帝が草壁皇太子妃であった経歴を有するのみで、他の元明・元正・孝謙(称徳)女帝はそうした前歴を全くもたない独身の天皇であった。

その点では第2段階の女帝と第3段階の女帝の間には差異があった。そして前に若干言

及したように、持統天皇以後孝謙女帝までの女帝は、すべて太上天皇として新帝の後見役として大きな役割をになった。持統天皇以前にも譲位した天皇はあるが、わが国における太上天皇の最初は持統天皇であった。

譲位後の持統女帝を『続日本紀』が「太上天皇」と明記し、『万葉集』が「尊号を太上天皇という」と書き、天平勝宝8年(756)の『東大寺献物帳』が「藤原宮御宇太上天皇」と記しているのも当然であった。北畠親房が『神皇正統記』で「太上天皇、本朝にはその例なし。此天皇よりぞ太上号は侍りけり」と指摘しているとおりである。

もっとも太上天皇という尊号の由来は、中国の太上皇・太上皇帝にあって、漢の高祖が天下統一の後、父の太公に尊称として贈ったのがはじめという。譲位による太上皇帝の用例の最初は晋の恵帝であり、後涼呂光、北魏の献文帝、北斉の武成帝、後周の宣帝、唐の高祖や睿宗などに例がある。中国における太上皇帝は、たとえば北魏の献文帝が万国の大政をすべ、北斉の武成帝が軍国の大事とかかわりをもち、また後周の宣帝が朝廷の政事を執ったように、譲位後も国政の実権をになうものであった。^(注12)

持統女帝の太上天皇化も、これらの先例にならったものであろう。持統女帝が崩じたのは、大宝2年(702)の12月22日であったが、譲位した年(53歳)のその日から崩年(58歳)のその日まで、持統太上天皇は依然として国政に干与した。

持統女帝がたんなる中つぎの天皇でなかったことは、太上天皇としての活躍ひとつをみても明らかである。元明太上天皇も元正太上天皇もそうであった。持統女帝は持統天皇10年(697)8月、15歳となったわが子草壁皇太子(28歳でなくなる)とわが妹阿陪皇女(後の元明女帝)との間に生まれた軽皇子(文武天皇)に譲位したが、25歳で崩じた文武天皇のあとには実母(元明女帝)が即位した。それは文武天皇と藤原不比等の娘宮子との間に誕生した首皇子(後の聖武天皇)に皇位を継承させるためであった。いままし元明女帝がたんなる中つぎの天皇であったのであれば、首皇子がすでに15歳になっていたおりに、当然皇位は首皇子に譲られてしかるべきなのに、皇位は文武天皇の姉にあたる氷高皇女(元正天皇)に譲られて、元明天皇は太上天皇としてこれを後見した。元明天皇は和銅7年(714)6月、14歳の首皇子を皇太子に任命していた。先の文武天皇は15歳で即位していたから、当然翌年に首皇子に譲位してもよいはずであった。それなのに皇位は文武天皇の姉(元正天皇)に譲られている。和銅8年1月に内親王としては破格の最高^{いっほん}の一品に氷高皇女を叙したのも、氷高皇女に譲位するための準備であり、元正女帝が和文体の即位^{せんみょう}の宣命ではなく、奈良時代の天皇としては異例の漢文体の即位の詔で、首皇子がまだ「年齒^{おきな}幼く稚^{わか}く」と述べたのも、首皇子の即位を急ぐよりも、反藤原の勢力を排除して、皇太子としての首皇子の政治的基盤を強化するためであった。そこにはたんなる中つぎ天子論ですべて女帝の登場を説明し

えない政界の渦があった。^(注13)

孝謙女帝もまたたんなる中つぎの天皇ではなかった。後述する「不改常典」の原則と、独身の女性皇太子阿倍皇女(孝謙女帝)の即位には矛盾があった。天武天皇と鸕野皇后(持統女帝)との間に生まれた草壁皇子、その嫡系の皇位継承をめざした「不改常典」の原則は、独身であった孝謙女帝では直系の後継者がおらず、終焉を迎えることになる。そのことは反藤原勢力を押し切って、天平10年(738)の正月に阿倍皇女を皇太子とし、天平勝宝元年(749)7月に阿倍皇太子に譲位した聖武天皇の矛盾ともなった。それは孝謙太上天皇としての天平宝字6年(762)6月の宣命のなかに「朕が御祖大皇后(光明皇太后)の御命もちて、朕に告げたまひしく、岡宮に天の下しろしめしし天皇(草壁皇太子)の日継はかくて絶えなむとす、女子の継にはあれども継がしめんと宣りたまひて」とあるのにもみいだすことができよう。

天平勝宝8年(756)5月、聖武太上天皇は56歳で崩じたが、遺詔して、天武天皇の子である新田部親王の子道祖王を皇太子とした。それは天平勝宝9年(757)4月孝謙天皇が群臣に「宗室の中舎人・新田部の両親王は是れ最も長なり」と述べているように新田部親王が長老格に相当したためであろう。しかし皮肉にも天平宝字8年(764)10月の淳仁天皇を廃したおりの宣命に、聖武天皇の「たとい後に帝と立ちて在る人い、立ちの後に汝のために禮無くして従はず、なめく在らむ人をば、帝の位に置くことは得ざれ」との遺詔とする言葉を引用しているように、皇太子道祖王を廃して、舎人親王の子の大炊王をあらたな皇太子として立てた。大炊王もまた天武天皇の孫にあたるが、草壁皇太子の嫡系からすれば明らかに傍系であった。その大炊王(淳仁天皇)に孝謙女帝が譲位したのは天平宝字2年(758)の8月であった。そこには藤原仲麻呂(恵美押勝)の策略があって、孝謙女帝は大炊王が仲麻呂の婿として仲麻呂の意のままに動くことを事前に察知できなかったといっている。

孝謙天皇は独身の女帝であって、「不改常典」の原則を貫くことはできなかったが、太上天皇となってからは淳仁天皇をきびしく批判した。たとえばたとえば前述した天平宝字6年6月の宣命では淳仁天皇に対して、「常のまつり事は小さき事は今の帝行ひ給へ、国家の大事・賞罰二つのもと朕行はむ」と断言されている。この宣命には孝謙太上天皇の面目が躍動する。日本の天皇のなかで、先帝(孝謙女帝)の「天平宝字」という年号をそのまま使用し、一度も改元していない天皇が淳仁天皇であったことも、改めて注目にあたいる。

4. 皇位の継承

古代の日本には皇位継承法がなかったから「太子(ひつぎのみこ)」が複数存在したり、嫡系相続もあれば末子相続もあったとする見解がある。たしかに『宋書』夷蛮伝倭国の条をみても、「讚死して弟珍立つ」とか「興死して弟武立つ」などとあり、そしてまた「済死す、世子興、使を遣はして貢獻」などとみえている

だが元明天皇の即位の宣命に「かけまくも威かしこき藤原の宮にあめのしたしろしめしし倭根子天皇ひのととり丁酉の八月に、この食国おすくに天の下の業わざを日並知ひなめしの皇太子みこのみことの嫡子、今あめのしたしろしめしつる天皇に授け賜ひて、並び坐して、この天の下を治め賜ひ諧ととのへ賜ひき。こはかけまくも威かしこき近江の大津の宮に天の下しろしめしし大倭根子天皇の天地とよと与よに長く、月日とともに遠く、改かわるまじき常つねの典のりと立て賜ひ敷き賜へる法を、受け賜はりまして行ひ賜ふことと、もろもろ受け賜はりて、恐み仕へ奉りつらくと、詔りたまふ命つめごとを、もろもろ聞しめさへと宣る」とあるように、まず持統天皇がその11年(697)の8月に、日並知の皇太子(草壁皇太子)の嫡子である文武天皇に皇位を継承させられて、持統太上天皇と文武天皇とが並びましてこの天の下を治められたと述べて、皇位の継承にかかわる「改かわるまじき常つねの典のり」^(注14)に言及している。

「かけまくも威かしこき近江の大津の宮に天の下しろしめしし大倭根子天皇」とは、持統女帝のおおやまとねこの父にあたる天智天皇であった。その天智天皇が「天地と与よに長く、月日とともに遠く、改かわるまじき常つねの典のりと立て賜ひ敷き賜へる法」を、近江令とみなす説もあるが賛同できない。持統女帝の嫡子草壁皇太子の嫡子文武天皇の皇位継承を前提とする「改かわるまじき常つねの典のり」であるから、草壁皇太子の嫡系を後継者にするのを原則とする皇位継承にかかわる「不改常典」と考えるのが妥当であろう。

聖武天皇の即位の宣命に「万世に改かわるまじき常つねの典のりと立て賜ひ敷き賜へる法のまにまに」、^{あやま}「後遂には我が子に、さだかに、むくさかに、過つことなく授け賜へ」と皇位の継承についてこの「不改常典」をあげ、また聖武天皇から孝謙女帝への譲位の宣命にもまた草壁皇太子→文武天皇→聖武天皇そして聖武天皇と藤原不比等と光明皇后の間に生まれた阿倍皇女への皇位継承を正当とする法として「改かわるまじき常つねの典のりと初め賜ひ定め賜へる法のまにまに」と述べるのである。

すでに小著『藤原不比等』(朝日選書)のなかで指摘したように、この「不改常典」を天智天皇の代に定められた「法」とするのは、天智天皇への仮託であった。いまでも天智天皇の代にこうした皇位継承法が存在していたのであれば、天武天皇8年(679)の5月に、吉野で草壁皇太子を中心とする盟約を改めてする必要もなかったし、『懐風藻』が伝えるような高市皇子歿後に皇位継承をめぐる「衆議紛紜かんうん」することもなかったはずである。

それは草壁皇太子の嫡系である首皇子(聖武天皇)の即位実現をめざして元明天皇となった草壁皇太子妃(阿陪皇女)の、持統女帝と藤原不比等の意向をうけての「不改常典」であったと考えられる。だが孝謙女帝の即位という現実には「不改常典」の終焉を意味することになった。なぜなら孝謙(称徳)女帝は終身独身で、嫡系のひつぎを生むことはなかったからである。

いまもし神亀4年(727)9月に聖武天皇と藤原不比等の娘安宿媛(夫人、後に皇后)との間に生まれた皇子(基)^{もとい}が順調に成長していれば、「不改常典」は生きつづいたかもしれない。だが生年の11月に赤ん坊の皇子を皇太子としたにもかかわらず、翌年の9月には病歿した。

独身女帝孝謙天皇の即位によって「不改常典」は「捨てられた」とみなす説は正当であろう。前掲の聖武天皇の譲位の宣命と同時に孝謙天皇の即位の宣命がだされているが、父帝が「不改常典」に言及しても、孝謙女帝みずからの即位の宣命にはひとことも「不改常典」への言及がないのは、孝謙女帝自身がその弱点を自覚していたからにちがいない。^(注15)

前述の『藤原不比等』のなかで、天平勝宝8年(756)の『東大寺献物帳』にみえる黒作懸佩刀^{くろづくりかけはけのたち}についての私見を述べたことがある。草壁皇太子が日ごろ愛用していたその佩刀が、その後藤原不比等に賜わり、文武天皇が即位したおりに藤原不比等から文武天皇に献じられ、文武天皇が崩じた時には再び不比等に賜わり、そして養老4年(720)8月3日、享年62歳で不比等がなくなった日、聖武天皇に草壁皇太子の佩刀が献じられたありようと、草壁皇太子→不比等→文武天皇→不比等→聖武天皇への皇位継承とのかかわりには対応するものがあつた。

その黒作懸佩刀が聖武天皇から孝謙天皇へ譲られずに東大寺へ献納されたのも、「不改常典」終焉の女帝のありようを反映する。称徳天皇なきあと、皇位は天智天皇系の光仁天皇に移る。光仁天皇のつぎの桓武天皇(天智天皇→施基(志貴)皇子→白壁王(光仁天皇)→山部王)の即位の宣命が天智天皇の「初賜ひ定賜へる法のまにまに」と述べて「不改常典」に全く言及していないのも象徴的である。^(注16)

(うえだ・まさあき=当センター理事長・京都大学名誉教授)

注1 折口信夫「女帝考」(『折口信夫全集』20巻所収 中央公論社)1956

注2 井上光貞「古代の女帝」(『日本古代国家の研究』所収 岩波書店)1965。

なお井上説では「持統女帝を境として、なぜその後には女帝が変質したかという問題について」の言及はあるが、その点の究明も残されている。

注3 天皇・皇后の称号が確実に使われたのは天武朝以後であるが、ここでは王・大王・大后・天皇・皇后などを必要な場合のみに特記し、他は混用することにした。

- 注4 酒船石遺跡についての私見は2000年3月21日「毎日新聞」ほか『明日香風』(75号)の「亀石と繡帳」などに述べた。
- 注5 「天宮の夢」(『本』3巻3号)
- 注6 2000年の12月、平城宮で称徳天皇大嘗祭の悠紀院跡が明確になり、過去の調査で確認された他の五代(平城宮)の天皇の大嘗祭宮殿と同配置・同規模であったことがたしかとなった。
- 注7 琉球王朝の聞得大君ばかりではない。沖縄のノロ・ツカサ・カムガカリヤなどにもそのありようは反映されている。
- 注8 所功・高橋紘『皇位継承』(文春新書)1998
- 注9 天皇に対する院号は嵯峨天皇に対して用いられたのが最初で、讓位後太上天皇を称した。ただし弘仁14年(823)嵯峨天皇は太上天皇の尊号を辞退したため、淳和天皇が改めて尊号としての「太上天皇」を贈り、以後新帝から讓位した天皇に献ずることが例となる。そして持統天皇から光格天皇まで、北朝および即位しなかった後高倉院、後崇光院を含めて、太上天皇は62名を数える。なお歿後太上天皇号を贈られた例としては、後陽成天皇の父誠仁親王・光格天皇の父典仁親王などがある。
- 注10 木下礼仁「古代新羅における女王政権の成立とその背景」(『日本書紀と古代朝鮮』塙書房)1993
- 注11 水谷千秋『女帝と讓位の古代史』(文春新書)2003。朝鮮半島の場合は終身が多く、王権篡奪の例はあっても、讓位の例は少ない。
- 注12 岸俊男「元明太上天皇の崩御」(『日本古代政治史研究』所収、塙書房)1966。持統太上天皇については『明日香風』56号でも具体的に論究した。中国の太上皇・太上皇帝については日本の「大宝令」や「養老令」のような規定がなく、新帝の父に贈られたが、日本では父とは限らない。
- 注13 上田正昭『古代日本の女帝』(講談社学術文庫)1996
- 注14 「不改常典」については「改むまじき常の典」と読むこともできるが、ここでは「改るまじき常の典」と読むことにする。これが草壁皇太子の嫡系を天皇とすべきを原則とした皇位継承法であったことは『藤原不比等』(朝日新聞社)1986年で詳説した。
- 注15 瀧浪貞子『女性天皇』(集英社新書)2004。この書には示唆にとむ指摘が多い。
- 注16 「女帝」という用語は古代にはないとする見方もあるがそれはあやまりであり、「養老令」(継嗣令)には「凡そ皇の兄弟・皇子をば皆親王と爲よ。女帝の子も亦同じ」と明記する。なお本稿の骨子は2005年3月5日の「いま、女帝を考える」の基調報告で述べた。同年3月12日「朝日新聞」の討論の要約の上田発言は必ずしも正確ではなく、『月刊大和路ならら』同年4月号の要約を参照されたい。

